

事件番号 平成28年（行ウ）第49号，同第134号，同第157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東外110名

被告 国

準備書面（59）

（中性子照射脆化に関する違法性の主張整理2）

2020（令和2）年10月28日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北村 栄 ほか

本書面は，中性子照射脆化に関する主張の整理と文書提出命令申立との関係について，準備書面（56）に補足して説明を行い，今日までの被告・参加人による原告ら求釈明申立への対応を踏まえ，主張を一部補充するものである。

第1 主張の再整理

中性子照射脆化に関する原告の主張は，以下の5点に整理できる。

- (1) 破壊靱性遷移曲線を導き出すJ E A Cの各基準が，具体的基準として合理的なものであることの証明がなされていない。
- (2) P T S（加圧熱衝撃）状態遷移曲線を導き出すJ E A Cの基準が，具体的基準として合理的なものであることの証明がなされていない。
- (3) 高浜1号機について，参加人の申請において前提とされている「高経年化技術評価書（40年目）」は，「高経年化技術評価書（30年

目) 」と比較すると同じ60年目の予測をしたものであるにもかかわらず大幅に余裕がなくなっているなどの問題がある。

- (4) 被告は参加人から監視試験片の原データを受け取らず、原データから当該最終結果が導き出される過程を確認せずに運転延長認可をしている。
- (5) 参加人の申請における計算結果は原データ全てを考慮しないものであり、原データ全てを考慮した真実の計算結果によれば、加圧熱衝撃の結果、原子炉容器の評価対象部位において、静的ひずみ破壊靱性値が応力拡大係数を上回らない状態が生じる（破壊靱性遷移曲線とP T S状態遷移曲線が交わる点がある。）。なお、この（5）については、前回の期日を踏まえ原告ら準備書面（56）第1・3（5）の主張を再整理したものである。

第2 原データ確認の必要性についての補足説明・主張

1 主張(3)について

この主張に対して、被告は、破壊靱性遷移曲線とP T S状態遷移曲線との間隔等の余裕が減少している理由として、適用された基準（J E A C）の内容が変更されたことを指摘し、反論をする（被告第15準備書面52～53ページ）。

この反論は、60年目の予測の「30年目時点のもの」と「40年目時点のもの」の違いを被告自身認めながら、全てのデータ数値が適切に考慮されていないとの原告らの主張に正面から応えることなく、適用された基準内容の変更という観点のみから「余裕が減少している」理由を説明しようとするものである。

しかし、適切に全てのデータが考慮されているか（逆に言うと、認可に都合のよいデータだけ恣意的に選別されているのではないか。）という原告らの指摘に対して、基準内容の変更の議論のみで「余裕が減少してい

る」理由を述べることは、議論のすり替えであるとともに、理由としても不十分である。

すなわち、基準内容の変更があるとしても、i) 全てのデータを前提にして変更後の基準を適用した結果「余裕が減少している」か、ii) 一部のデータのみを前提にして変更後の基準を適用した結果「余裕が減少している」か、のいずれかのパターンがなお想定される。そして、ii) のパターンの場合には、基準内容に変更があるために「余裕が減少」したのではなく、一部のデータしか使っていないことが主たる理由となり「余裕が減少」した可能性も考えられるのである。被告の反論は基準内容が変更したことにはしか言及しておらず、「余裕が減少している」ことの真の理由を見えづらくするような一面的・表層的な意味しか持たない。

なお、「余裕が減少している」真の理由は別書面で詳述する。

以上のように、破壊靱性遷移曲線とPTS状態遷移曲線との間隔等の余裕が減少していることに争いが無いとは言っても、被告が主張するような基準内容の変更では解消し尽くせない事情により余裕の減少が生じている場合には、主張(3)のみとの関係でも、結局当該余裕の減少をもたらした理由の探求が不可欠となる。仮に、余裕の減少に争いが無いことのみにより原データ提出の必要性がないとするのであれば、訴訟当事者の主張を一面的・表層的にしか捉えない誤った主張整理に基づくものというべきである。

2 主張(4)について

認可にあたり、被告が原データを受け取らず原データから結果が導かれる過程を確認していないことには争いが無い。

まず、原告らは、別書面で詳述するが、この争いが無い事実自体をもって違法が基礎付けられると捉えており、この限度においては原データの確認の必要性はない。

他方で、違法事由についての違法性の程度という観点からは、さらに進

んだ検討が必要となる。すなわち、原データを確認していれば結果が異なっていた場合には、上記争いのない事実の評価に際し、いわば重大なリスクをもたらす可能性の徴表を確認・検討せず漫然と断定したという意味においてその違法性の程度が大きくなる。仮に原データを確認してもしなくても判断結果が変わらないという場合には、相対的に違法性の程度は小さくなると考えることになろう。

このように、主張(4)に含まれる二つの観点は必ずしも主張(3)の内容に収れんするものではなく、特に後者（違法性の程度）の観点からすると、主張(4)のみとの関係でも、原データの確認は必要となる。

3 主張(5)について

これまでの原告ら求釈明申立への対応を見ると、被告・参加人は原データ開示・提出の必要性がないことに主眼を置いているように見受けられるとともに、データ点の少なさからすれば（甲 E 5 6）、原データ自体の開示がないことに加え、全ての原データ（試験データ）を用いて評価をしていないことについても争いがないといえることができる（この点異論があれば主張されたい）。

原データの開示については、参加人の申請書における結果に用いられた原データ以外の原データも含めて評価対象にした場合には、審査基準を満たさない状態（静的ひずみ破壊靱性値が応力拡大係数を上回らない状態）となることが想定される（より余裕をもって審査基準を満たすことを目指すのであればそのような結果となるデータを使用しない理由がない）。

そうであれば、一部の試験データしか用いていないということは、全ての試験データを用いた場合の計算結果については、参加人の申請書における計算結果よりも悪い結果（余裕のない結果）となると考えざるを得ず、かつ、（意図的に）使用しない原データがあるということは審査基準を満たさないような計算結果を導く原データが使用されない原データにあると

考えるのが合理的である。そうでなければ、極めて貴重な監視試験片のデータをあえて使用しないということはおよそ考えられない。

そして、原データのうち、例えばCT試験片の試験（破壊靱性試験）結果については、明らかに結果が不足していると思われ、これが開示されることで破壊靱性遷移曲線が異なるものとなる可能性が高い。

すなわち、CT試験片は、各試験回次に使われるカプセル毎に4体あるとされている（丙C16・19頁，57頁）にも関わらず、CT試験片を用いた破壊靱性試験の結果は、試験回次ごとに2～3個の原データが記載されているのみ（試験回次一回が2データ，同二回が2データ，同三回が3データ，同四回が2～3データ。全部で9～10データ）であり（丙16・39～40頁，75～82頁），これが破壊靱性試験の実測データの全てだとは思われない（4体全てについて試験が実施されていれば別に6～7データが存在するはずである）。

そして、現状でも9～10データ程度しかないのであるから、その割合からしても、開示されていない6～7データが下限包絡曲線を決め、破壊靱性遷移曲線が異なるものとなる可能性が高いというべきである。

以上から、原データ全てを開示すると、本来考慮すべきデータ数値が適切に反映されていないために真実の計算結果が今回の認可に際し提出された計算結果とは異なることが露見し、ひいては健全性評価が適切になされていない（本来破壊靱性遷移曲線とPTS状態遷移曲線が交わる点があるのに、そのような事態はないものと専断している。）ことが明らかとなるのである。そうでないというのであれば、速やかに開示対応がなされているはずである。

以上の事情から、主張(5)との関係で原データの提出の必要性があるというべきである。

以 上